

令和元年 11月6日開催

第29回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時25分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（堀越 修） それでは、定刻前なのですけれども、皆様、ご参集していただきましたので、これから始めさせていただきたいと思います。

まず最初に、今井会長からご挨拶申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○会長（今井 啓） 委員の皆様、こんにちは。5分早いのですけれども、総会をこれから始めたいと思います。

大分朝晩気温が下がるようになりまして、各地から冬の便りですか、初霜だ、初氷だ、初雪だ、そんな便りが聞こえてきまして、だんだん冬に向かっていいるなど、そんなことを感じるわけでございます。

ところで、先日の事前協議のときに挨拶の冒頭でお話ししたのですけれども、先月の立て続けの台風、低気圧の影響で、大雨が降りまして、各地で大分被害、また亡くなられた方、被災された方、大勢出たということで、ご冥福とお見舞いを申し上げたわけでございますけれども、農業関連被害もかなり大きな被害が出まして、昨日、おとといの新聞ですか、2,100億円という、本当に大きな損害、被害を受けたということで、中にはこれから再建するにもお金がかかる、今の年齢を考えるとまたお金をかけて再建することはとても無理だということで再建を諦める、そのような農業者もおられます。そういう方々、本当に希望を失い、非常に気の毒だな、そんなふうにいるわけでございます。たまたまこの高崎ではそこまでの被害を受けなかったのは本当に不幸中の幸いということでございます。人生というのは喜びもあり、また悲しみありということで、それが世の常だと思いますけれども、これからいつ被害に遭うかわかりません。農業共済、収入保険等、共済保険、また国のほうからどれだけの支援を補填してもらえるかわかりませんが、そうでなくも農業はなかなか今元気がないということで、そこへ被害をうけたということなので、何とか今までやってきた人が再建できるようにと願うわけでございます。

ところで、今日は、第29回の総会ですが、事前調査は4件ばかりあるのですけれども、皆さんに審議してもらおう中で5条申請の営農型の1年更新でやっていた議案がありますが、その件は皆さんにいろいろご意見を出してもらって、今後何年出すか、何年更新にするかということをご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げまして、総会に当たりましての挨拶といたします。

よろしくお願ひいたします。

○事務局長 どうもありがとうございました。今、会長のお話でいろいろ被害のお話があったのですけれども、概略は皆さんご案内のとおり、道路が通行止めになったり、片側通行止めということになりましたが、農業関係につきましては、農林課が管理しています。林業については、被害の場所が、私も詳しいことはわからないのですけれども、箇所数にして四十数カ所あるそうです。観音山の周辺が

多いかと思えます。また、田園整備課に伺ったところ、農地あるいは農業用施設、鐮川周辺が主な被害なのですけれども、五十数カ所、水が乗ったり、土が乗ったり、あるいは土が削られたりと、被害がありました。ただ、幸いに人的被害はなかったものですから、会長のおっしゃるとおり、よかったのかなと思えます。

それでは、早速ですけれども、議事の進行につきましては、今井会長からよろしくお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第29回農業委員会総会を開催いたします。

今日の、まず初めに出席状況を報告させていただきます。今日の欠席は、議席番号12番の中沢幸子委員から欠席との連絡がございましたので、全員25名のところ24名であり、過半数を超えていますので総会は成立ということでございます。

以上、諸般の報告を終わります。続きまして、議事録署名委員の指名並びに任命について、皆さんから指名してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議事録署名委員には議席番号7番、寺崎正親委員並びに19番、石井多加志委員の両名を指名いたします。

なお、書記には事務局の小暮主査を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これから議事に入ります。

毎回言っていることなのですけれども、発言される場合は挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言願います。また、携帯等鳴らないように注意をしてください。

それでは、早速、議案第1号に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、平成28年11月22日許可、高農委指令第1430号でございました。こちら一時転用の案件でございまして、転用期間は、平成28年11月22日から令和元年11月21日までの3年間でございます。変更の理由につきましては、パネルの枚数と架台支柱の本数を変更するためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和元年11月22日から令和11年11月21日までの10年間の一時転用の申請でございまして、なお、こちらの案件につきまし

ては、地上権設定の3条許可申請と計画変更後の5条許可申請が提出されておりまして、議案書8ページ、議案第2号ナンバー12と議案書23ページ、議案第4号ナンバー28が関連案件でございます。本案件は、営農型太陽光の更新に伴い、太陽光パネルの枚数と架台支柱の本数を変更したいとの申請でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は1件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいま、事務局より計画変更の申請1件のご説明がございました。

それでは、皆さんより質疑をお受けいたします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、叔父にかわり管理している申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

2番 今月の審議を保留していただきたいと考えております。

3番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を叔父より譲り受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は使用貸借、申請地を叔父より借り受けて耕作したいという申請でございます。

6番、7番につきましては、譲受人が同一のため一括して説明させていただきます。なお、説明の前に7番につきまして、2カ所訂正をお願いいたします。1カ所目は、譲渡人の経営状況欄ですが、自作地40アールとございますが、89アールに訂正をお願いいたします。2カ所目は、同じく譲渡人の貸付地12アールとございますが、ゼロに訂正をお願いいたします。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

す。

8番の説明に入る前に補足の説明をさせていただきます。8番から10番の3件につきましては、営農型太陽光の更新に伴う地上権の再設定の案件でございます。営農者が同一の申請のため一括してご説明させていただきます。なお、事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただきますので、そちらでご説明させていただきます。

8番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和元年12月20日から令和4年12月19日までの3年間でございます。また、支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書15ページ、議案第4号ナンバー2が関連案件でございます。

9番 契約内容は地上権の設定、申請の理由以降につきましては、前の8番と同様でございます。なお、関連案件は議案書16ページ、議案第4号ナンバー3の5条許可申請でございます。

10番 契約内容は地上権の設定、申請の理由以降につきましては、前の8番、9番と同様でございます。なお、関連案件は議案書16ページ、議案第4号ナンバー4の5条許可申請でございます。

11番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和元年11月22日から令和11年11月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておりました。議案書22ページ、議案第4号ナンバー27が関連案件でございます。

12番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和元年11月22日から令和11年11月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー1の計画変更申請と議案書23ページ、議案第4号、ナンバー28の太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が関連案件でございます。

13番 契約内容は賃貸借、所有農地に隣接する申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

14番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和元年11月22日から令和4年11月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておりました。議案書24ページ、議案第4号ナンバー32が関連案件でございます。

15番は、続く16番と譲受人が同一であるため関連案件とさせていただきます。一括してご説明いたします。

15番 契約内容は使用貸借、農業経営拡大のため申請地を義弟から借り受けて耕作したいという申

請でございます。

16番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

17番 契約内容は売買、園芸療法によるリハビリ及び自立支援を図るための作業農地がグループホームの増設に伴い不足しているため、申請地を買い受けて使用したいという申請でございます。

18番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和元年11月22日から令和11年11月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておまして、議案書26ページ、議案第4号ナンバー42が関連案件でございます。

19番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては19件でございます。この19件のうちナンバー2を除く18件につきましては、別添、農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、第3条第2項ただし書きに該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ご苦労さまでした。今事務局より3条の説明があったわけでございます。その中で2番が保留ということで、これは先ほど説明がございましたとおり、一部耕作されていないということで今回保留ということでございます。次回かその後、また出されてくるとは思いますけれども、そのときはよろしく願いいたします。

そういうことで、その2番を除きまして、これより審議に入ります。

皆さんから何かご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

これとってなければ、許可してよろしいか伺いますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

それでは、続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 イチゴの生産、販売を行っており、イチゴ狩りの期間中申請地を来客用の駐車場として使用

したいという露天駐車場の申請でございます。本件は一時転用でございます、転用期間が令和元年11月22日から令和2年7月31日までの約8カ月間でございます。

2番 病院の患者用の駐車場が不足しているため申請地を使用したいという露天駐車場の申請でございます。

3番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は3件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 4条の説明が終わりました。それでは、これより審議に入ります。

何かご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

なければ、許可相当としてよいか、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

それでは、続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー6までについては、事前調査案件になっております。

それでは、事務局、まず初めに、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、砂利採取用地として申請地を借り受けて一時転用したいとの申請でございます、一時転用完了後は良質な土及び表土にて埋め戻し、良好な農地として所有者に返還するという砂利採取の申請でございます。また、一時転用の設定期間は令和元年12月1日から令和3年11月30日までの2年間でございます。

それでは、別添、農地法第5条許可申請ナンバー1の審議資料をご覧ください。

1枚目は位置図でございます。申請地は図面中央の赤く着色された箇所でございます。申請地は、阿久津下水処理場より東側に約150メートルに位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。中央赤色に着色された箇所が申請地でございます。申請地は、一部住宅に隣接しておりますが、周囲を農地に囲まれた農振農用地の農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。図面の中央、緑色で着色された箇所が申請地でございます。申請地は、赤道を挟み、北側と南側に分かれ、東側は一部県道に面して

おります。一部宅地に隣接しており、隣接地の所有者からは計画の同意書をいただいております。また、白く抜けているところは事業の同意書は得られていますが、採取の同意は得られなかったとのことでございます。

1枚おめくりください。4枚目が土地利用計画図でございます。緑で塗られた箇所が採取箇所でございます。黄色で塗られた箇所が境界からの保安箇所でございます。保安箇所については、宅地から5メートル、赤道からは2メートル、公道からは最大9.4メートルの箇所に設ける計画でございます。こちら、図面では宅地から2メートル設けるように示されておりますが、実際は宅地から5メートルの箇所に設ける計画で、本日図面の差しかえがございました。赤く塗られたところがダンプ等の出入り口でございます。搬出経路としては南側の新幹線高架下の市道を通り、東側の県道を利用する経路となります。採取箇所は2カ所に区画しまして、中心部のオレンジ色の線の内側が一番深く掘削する箇所でございます。外側のオレンジ色の線までが法面となります。表土置き場につきましては、それぞれの区画内に保管し、シートをかぶせ防じんさせるとのことでございます。また、外周に1.8メートルの防護柵と危険標識を設定いたします。

1枚おめくりください。こちらのページ以降につきましては、申請地の横断図でございます。掘削予定地は、各保安箇所から安定勾配を設けて、その内側を掘削する計画でございます。掘削の深さは10メートル弱でございます。合計の採取面積は1万212平米、採取量は4万7,526立方メートルでございます。また、埋め戻しの計画につきましては、埼玉県の山土を購入し、埋め戻しを行いまして、所有者に引き渡すとのことでございます。採取した砂利は、上里町の砂利販売業者に販売する計画でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいまナンバー1の説明が終わりました。今回の調査班は4班でございます。調査班長、今回、塚越委員さんです。

それでは、調査班長から事前調査報告をお願い申し上げます。

○6番塚越委員 事前調査報告を申し上げます。第4班班長、塚越正敏。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告します。

なお、当日は譲受法人の管理責任者、砂利加工会社の担当、代理人の計3名の出席でした。

質問1 農地へ復元する際に使用する埋め戻す土は、どのようなものになりますか。

回答 主には埼玉県皆野町の山砂を購入し、埋め戻しを行います。

また、公共残土や採取した砂利を洗い流す際に残った土をプレスし、水分を絞ったものを使用します。

質問2 図面を確認すると事業地が飛び地になっている箇所があります。事前に伺った話では事業への同意はしているが、砂利採取の協力は得られなかったと聞いています。その理由は何ですか。

また、事業地に隣接して住宅もありますので、影響がないようお願いいたします。

回答 事業地に含めたかったのですが、土地所有者が亡くなっており、相続手続中のため見送りしました。

隣地への影響ですが、砂利採取法に従い、農地との境界からは2メートル以上、宅地との境界からは5メートル以上の保安距離をとり、そこから安全勾配をつけて掘削し、周囲に配慮しながら施工いたします。

質問3 出入り口になるところには水路がありました。水路の上をトラックが通過すると破損するおそれがあります。万が一破損してしまった場合には速やかな対応をお願いいたします。また、現地は地盤も緩そうな地域でした。水路等に影響が出ないよう事前に対策をしてください。

回答 はい。わかりました。

質問4 申請地の近くに小中学校と幼稚園がありますので、安全対策はしっかりしてください。

回答 通学時間帯に合わせ通学路に警備員を配置し、安全確保に努める計画です。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 塚越班長より報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんから何かご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。この中で、埼玉の山砂を持ってくるといことで、今豚コレラが問題になっているので、くれぐれも気をつけてくださいという聞き取りのときお話ししておきました。これは、前もこういう申請出されたときに聞いたことがあるのだけれども、周りにある井戸がかれるようなことはないですか。

○6番塚越委員 今のところないと思います。周囲も井戸を使っていますが、かれていません。でも、以前に20メートル以上掘っていますが、かれていないので多分大丈夫だと思います。

○会長 そうなの。

○6番塚越委員 はい。

○会長 そんな深く。

○6番塚越委員 うちでも、20メートル掘っていますので。大丈夫です。

○会長 皆さんのほうから何かご質問等ございましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、まず初めに、3,000平米以上ということで、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するわけでございます。3,000平米以上、または優良農地所有地とか、農業振興地域で必要な場合は意見聴取することになっております。

それでは、意見聴取してよいか、まず初めに伺います。

意見聴取してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、意見聴取することにいたします。

続きまして、ナンバー2からナンバー4が関連する案件です。それでは、一括して審議させていただきますので、事務局ナンバー2からナンバー4の説明をお願いします。

○事務局

議案書は15ページでございます。15ページの2番からでございます。議案の説明に入る前に補足の説明をさせていただきます。2番から4番の3件につきましては、いずれも営農型太陽光の更新の案件でございます。営農者、栽培する作物、一時転用の期間が同一な案件でございますので、一括してご説明いたします。

この3件につきましては、平成25年12月に3年間の許可を取得後、平成28年11月の更新の審査時営農状況が芳しくないため1年間の更新の許可となった後、平成29年11月にも前年と同様の理由で1年更新となり、昨年11月の更新も同様の理由で1年間での更新の許可となったものでございまして、通算4回目の更新の申請となります。

それでは、議案書の説明をさせていただきます。

2番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和元年12月20日から令和4年12月19日までの3年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書6ページ、議案第2号ナンバー8が関連案件でございます。

3番 契約内容は賃貸借、申請の理由、一時転用期間は先ほどの2番と同様でございます。また、地上権設定の3条許可申請である議案書7ページ、議案第2号ナンバー9が関連案件でございます。

4番 契約内容は賃貸借、申請の理由、一時転用期間は先ほどの2番と3番と同様でございます。また、地上権設定の3条許可申請である議案書7ページ、議案第2号ナンバー10が関連案件でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー2審議資料をご覧ください。

1枚目は位置図でございます。図面左上の丸印の箇所が申請地でございます。みさと芝桜公園から南に約500メートル、また群馬県立農林大学校から北に約500メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。少しわかりづらいのですが、図面左上の丸印の箇所を手書きで地番が記載されているところが申請地でございます。申請地周辺には宅地が散在しておりますが、申請地は農振農用地でございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。丸で囲われている地番が申請地でございます。隣接する土地につきましては、北に営農者の自宅の宅地があり、その他は畑と公道に接しております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目は土地利用計画図でございます。2,860平米のうち北側の447平米を使用し、そちらに太陽光パネルが設置されております。

1枚おめくりいただきまして、5枚目からが営農計画書でございます。先ほどご説明した太陽光パネルの下でフキを栽培する計画でございます。

営農型発電設備の設置を計画している農地等の概要ですが、パネル下部の面積は447平米でございます。栽培作物は引き続きフキでございます。

1枚おめくりいただきまして、営農に必要な農作業の期間でございますが、2月と5月に収穫を行い、年間を通して随時除草を行う3年間の計画でございます。

利用する農業機械は、記載のある草刈り機でございます。

農作業に従事する者の農作業経験等の状況は、農作業歴は15年、フキの農作業歴は5年でございます。

1枚おめくりいただきまして、営農への影響の見込みとして、生産に適した日照量の確保でございますが、特に問題なしと記載がありまして、補足させていただきますと、前回までの申請と同様に、十分な日照量を確保しているため問題はないとのことでございます。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さ最低地上高3メートル、最高地上高3.1メートル、間隔は3.8メートルとなっております。作業を効率的に行う上での通常必要となる空間についても十分に確保しているとのことでございます。

下部の農地の単収につきましては、地域の平均的な単収が812キログラムに対し、単収見込みは650キログラムとなり、単収に対する見込みは80%とのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、現地の写真となっております。撮影年月日は2019年5月16日のフキのものでございます。

続きまして、ナンバー3の審議資料をご覧ください。ナンバー3につきましては、さきにご説明させていただきましたナンバー2と同様の筆となっておりますので、1枚目から3枚目は同様のものがございますので、省略させていただきます。4枚目の土地利用計画図をご覧ください。2,860平米のうち、先ほどのナンバー2の南側に接する447平米を使用し、こちらに太陽光パネルが設置されております。

1枚おめくりいただきまして、5枚目から営農計画書でございます。こちらは、先ほどご説明したナンバー2と同様の内容となりますので、省略させていただきます。

最後になりますが、ナンバー4の審議資料をご覧ください。1枚目、2枚目は、ナンバー2、ナンバー3と同様のため省略させていただきます。3枚目の公図をご覧ください。丸印がついている地番が申請地となりまして、先ほどのナンバー2、ナンバー3の北西側に接した筆となっております。ナンバー2、ナンバー3は農振農用地の青地の農地ですが、ナンバー4の申請地は白地であり、第2種農地に該当すると思われま。

1枚おめくりいただきまして、4枚目は土地利用計画図でございます。1,600平米のうち西側の447

平米を使用し、そちらに太陽光パネルが設置されております。

1枚おめくりいただきまして、5枚目からが営農計画書でございます。こちらは、先ほどご説明したナンバー2、ナンバー3と同様の内容となりますので、省略させていただきます。

最後のページをご覧くださいますと、現地の写真となっております。撮影年月日は、2019年5月16日のフキのものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局よりナンバー2からナンバー4、関連する案件でありました。その説明が終わったわけです。

それでは、塚越班長さん、報告をお願いします。

○6番塚越委員 それでは、事前調査報告をいたします。第4班班長、塚越正敏。農地法第5条許可申請審議ナンバー2、3、4について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の家族で代理人兼営農者と譲渡人である土地所有者で営農者の計2名の出席でした。

質問1 現地を確認したところ、しっかりと管理されている様子でしたが、除草を小まめにされたのですか。また、以前から変更した点などはありますか。

回答 例年以上にしっかりと除草に取り組みました。また、地元の知人にも手伝っていただきました。その結果、フキは太く、できばえのよいものが採れました。また、収量は目分量になりますが、申し分なかったと思います。

質問2 営農計画書には2月と5月に収穫とありますが、2月はフキノトウの収穫ですか。

回答 はい。そうです。

質問3 収穫したフキはどこかに出荷していますか。

回答 出荷はしていません。自家消費と近所や知人の方々に配ったりしました。また、消費し切れなかったものもありました。

質問4 販売すれば幾らかの収入になると思います。販売も検討してみてください。

回答 直売や知り合いのつてを頼りに店舗へ出荷するなど幾つかの方法を考えてみます。

質問5 今後は収量をしっかり記録し、毎年の報告に備えてください。

回答 はい。わかりました。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆様より質問をいろいろ出してください。お願いします。この件は、毎年1年更新ということで来ていたのですけれども、今回営農計画書の一番最後に写真が

あります。以前から見ると、フキの状態が大分よくなってきたということがわかります。許可して何年たちますか。

○事務局 たしか25年からでしたと思いましたが。

○会長 このフキを植えてから何年。

○事務局 植えてからは、平成25年の12月に許可を出しています。

○会長 5年経過しているわけですか。

○事務局 最初の3年間は余り植えていなかったと思うので、ここ3年ぐらいかなと思っております。

○15番塚越委員 初めは3年で許可したのでしょうか、それから1年更新ということですか。

○事務局 そうです。

○会長 これだけのパネルで太陽が当たるわけですが、いろいろな作物も結構育つと思いますが、あえてフキということで毎年収穫できるのでフキにしたのでしょうか。毎年いろいろ厳しく本人にも言ってやってきたわけで、大分身に染みたようで管理状態がよくなりました。そういうことで、どうでしょう。

○17番飯塚委員 では。

○会長 お願いします。

○17番飯塚委員 17番、飯塚です。北部の事前協議のときに森山推進委員も少し言ったのですが、耕作者の方も今までは仕事、勤めのほうがありなかなか除草がはかどらなかつたりとか、ちょっとフキの収穫ができなかつたりということもあったのですが、現在、定年退職されて十分に農作業に費やす時間もとれるようになったということで、その結果が今回みたいな形に立派なフキも収穫できましたし、除草作業も小まめにやっているように見受けられましたので、去年、おととしとは全然違うなど感じられました。

以上です。

○会長 今飯塚委員から話がございましたとおり、定年退職して耕作に従事する時間が十分とれるようになったということで、大分フキの管理状態もよくなったということで今報告がございました。私が決めてはいけないのだけれども、もうそろそろ3年更新にしてもよいのかと思いますが、この質問の中で、質問5で「今後は収量をしっかり記録し、毎年の報告に備えてください」ということで、本人にも伝えまして、「はい、よくわかりました」ということで、そういう報告もございますので、本人もそのような心づもりで、心構えでやっていくと思います。

そういうことで、3年更新でよければそのように決めたいのですが、反対者はいますか。

○17番飯塚委員 いない。

○会長 いない。では、3年更新にしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 わかりました。それでは、許可相当といたします。

続きまして、事務局、ナンバー5の説明をお願いします。

○事務局

5番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅4棟の申請でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー5審議資料をご覧ください。

1枚目、表紙が位置図でございます。申請地は、図面の黒丸の中の薄い赤色で塗り潰されている箇所でございます、高崎市立箕郷東小学校から北へ約200メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。A3用紙を横に広げてご覧ください。申請地は、図面中央の赤色で囲われている箇所でございます。申請地周辺の状況につきましては、南に第1種中高層住居専用地域が近接しており、東西には住宅が多く見られますが、北方面に向けて農振農用地の広がりもあり、農振農用地と宅地が混在しているような状況でございます。申請地は、平成31年4月に農振除外が認められた除外地でございます。農地種別区分につきましては、市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満の小集団の農地で第2種農地に該当すると考えられます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。ホッチキスどめされているほうが北向きの図面でございます。図面中央の赤色で縁取られている筆が申請地でございます。申請地が隣接する土地につきましては、東が公衆用道路、西が宅地、南と北が畑に接しております。なお、申請地西側の宅地につきましては、平成28年9月に別の法人が許可を取得した建売分譲地でございます。

1枚おめくりください。4枚目が土地利用計画図及び給排水計画図でございます。図面の向きが変わりまして、横向きに見開いてご覧いただきますと、右上が北方向の図面となっております。建売分譲住宅を4棟建築する計画でございます、申請地内の中央に東側の既存の市道に接続する位置指定道路を築造いたします。この位置指定道路は、幅員5メートル、全長26.35メートルでして、給水管を埋設後、アスファルト舗装を施し、南側に排水溝を設置いたします。なお、位置指定道路の所有権は市に寄附せず、住宅を購入する各区画の住民が所有する計画でございます。

次に、排水計画についてですが、各区画からの生活排水は浄化槽を通し、雨水排水とともに位置指定道路の側溝に放流し、最終的には東側の市道の側溝に放流する計画でございます。給水につきましては、東側の市道の水道本管を新設する位置指定道路の地中に延伸して各区画から取り出します。また、南北の隣接境界及び各区画の間仕切りに擁壁を設置する計画でございます。なお、西側の境界には既に隣接地の擁壁がございますので、新たに擁壁の設置はいたしません。

1枚おめくりください。5枚目が造成計画平面図でございます。赤色で着色されている箇所が盛り土をする区域、黄色で塗り潰されている箇所が切り土をする区域を示しております。申請地全体を平均して30センチ程度盛り土する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、6枚目と7枚目までが造成計画の横断面図でございます。先ほどの造成計画の平面図とあわせてご覧いただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、8枚目が建物の1階平面図、さらにもう一枚おめくりいただきまして、9枚目が2階の平面図でございます。今回は、同じ間取りの住宅を4棟建築する計画でございます。

もう一枚おめくりいただきまして、最後の10枚目が建物の立面図でございます。ご参考までにご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ナンバー5の説明が終わりましたので、調査班長、報告をお願いします。

○6番塚越委員 事前調査報告を行います。第4班班長、塚越正敏。農地法第5条許可申請審議ナンバー5について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表取締役と代理人の計2名の出席でした。

質問1 申請地内に新設する位置指定道路は市に寄附するのですか。

回答 市には寄附せず、各区画を購入する4軒で共有します。当社としては寄附をしたいのですが、6棟以上の建売分譲でないと寄附を受けつけていただけません。

質問2 申請地の北側と南側に隣接する農地があります。建築する住宅と北側の農地との距離はどのくらい離れる計画ですか。また、南側の農地に土砂や雨水が流出しないようにしてください。

回答 住宅と北側の農地との距離は1メートルくらいになる計画です。なお、境界には擁壁を設置し、農地の保全に努めます。

質問3 隣接する農地の所有者には事業計画の説明をしていますか。

回答 開発の事業計画を説明し、同意を得ています。

質問4 盛り土をする計画ですが、残土条例の手続はどのようなものになりますか。

回答 開発指導課に事前に相談しており、残土条例の許可は不要ですが、所定の届出書を提出する予定になっています。

質問5 排水の計画はどのようになっていますか。

回答 各区画の浄化槽で処理後、新設する位置指定道路の側溝で集水して申請地東側の市道の側溝に放流する計画です。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査報告が終わりましたので、これより審議に入り、皆さんより質疑をお受けいたします。

建売住宅ということですがけれども、先月、大雨洪水がございましたね。これからは、大雨による洪水等が増えていくと思うので、住宅や建売住宅を建てるところのハザードマップを見て、洪水で危ないようなところがあることを加味しながら審議していかなくては。主にこれは開発指導にかかわることなのですけれども。そういうことで、地形だとかそういうことも考えながら許可をおろす、そんな

ようなことも考えていかななくてはならないかなとは私は思っているのですけれども。

皆さんのほうから何かございますでしょうか。

よろしければ、許可相当として皆さんに伺いますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、調査は最後になります。ナンバー6です。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

6番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和元年11月22日から令和11年11月21日までの10年間でございます。申請地のうち中里町への5筆につきましては、平成28年7月22日に営農型太陽光発電の許可を受けたものの、計画の見直しを行うため、令和元年7月5日の総会にて許可の取り消しが決定されたものでございます。今回の申請は、さきの中里町の5筆に箕郷町生原の2筆を加えた計7筆を申請地とした新しい計画での申請になります。なお、栽培作物はイチゴとイチゴ苗の計画でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー6審議資料をご覧ください。

1枚目、表紙が位置図でございます。図面中央の赤丸で囲われている箇所が申請地でございます。群馬県立二葉高等特別支援学校から南西に約265メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。航空写真上の赤枠で囲われている範囲が申請地でございます。横向きにご覧いただきまして、上が北向きの図面になります。申請地のうち東側のエリアが過去に許可及び取り消しのあった中里町の筆でございます。西側のエリアが今回から申請に加わった箕郷町生原の土地でございます。

また、申請地周辺の状況につきましては、申請法人が積極的に農地を集約している拠点とも言える地域でして、一団の農振地域でございます。

1枚おめくりください。3枚目から6枚目までが公図の写しでございます。ホッチキスどめされているほうが北向きの図面でございます。複数枚にわたっており見づらいため、公図は参考程度にご覧ください。申請地に隣接する土地につきましては、畑、公道、用悪水路でございます。

3枚目から6枚目までの公図の写し4枚をめくっていただきますと、7枚目が土地利用計画図でございます。横向きに見開いてご覧ください。東西のエリアとともに、既に農業用のハウスが設置されておりまして、そのハウスの上に太陽光パネルを設置する計画です。なお、東側のエリアには、既に当初許可の際に設置した太陽光パネルがありますが、現在発電、売電はしておりません。

また、こちらの農業用ハウス自体につきましては、農地法の許可を要しないものでございます。

1枚おめくりください。8枚目が転用面積の求積図でございます。架台の支柱、パワコン、キュービクルが設置される非耕作部分の合計57.82平米を転用面積として計上しております。

1枚おめくりください。9枚目が作物配置図でございます。東側の一部でイチゴの苗を栽培し、その他の部分でイチゴを栽培する計画でございます。

1枚おめくりください。10枚目が東側のエリアに設置されている太陽光パネルの立面図でして、次の11枚目が西側に設置する予定の太陽光パネルの立面図でございます。使用するパネルにつきましては、薄型のシート状タイプのものでして、強風対策のためにハウスに密着させて設置する計画でございます。なお、パネルの種類と設置方法につきましては、近隣住民と相談した上で決定したとのことでございます。

1枚おめくりください。12枚目から営農計画書でございます。先ほどご説明した太陽光パネルの下でイチゴとイチゴ苗を栽培する計画でございます。まず、イチゴの営農計画でございまして、営農型発電設備の下部の農地面積1万374平米でイチゴを栽培する計画でございます。営農者の属性は認定農業者であり、10年間の一時転用許可を望む申請でございます。

1枚おめくりいただきまして、10年間の一時転用許可中は一貫してイチゴを栽培する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、営農に必要な農作業の期間でございますが、許可後から来年7月まで設備工事を行い、9月に定植し、12月から6月上旬までが収穫期となり、その後にハウス内の消毒を実施し、次の年の定植に備えるという計画でございまして、以降10年目までは同じ計画となっております。

1枚おめくりいただきまして、利用する農業機械につきましては、ハウス内での作業となるため、基本的には手作業となることから空欄となっております。農作業に従事する者の農作業経験等の状況は農作業歴10年、作付するイチゴの経験も10年でございます。生育に適した日照量の確保につきましては、イチゴは半陰性植物であるため栽培は可能とのことでございます。効率的な農作業の実施につきましては、東側のエリアでは支柱の最低地上高2.3メートル、最高地上高4.6メートル、間隔3.9メートルでして、西側のエリアでは支柱の最低地上高2.65メートル、最高地上高3.75メートル、間隔6.2メートルとなっております。作業を効率的に行う上での通常必要となる空間についても、十分に確保しているとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、下部の農地の単収につきましては、地域の平均的な単収が10アール当たりで2,820キログラムに対し、単収見込みは2,256キログラムとなり、許可要件である8割を超える見込みとなっております。地域の平均的な単収の根拠は、農林水産省の都道府県別の統計資料でございます。

1枚おめくりいただきまして、今度はイチゴの苗の営農計画書でございます。営農型発電設備の下部の農地面積1,475平米でイチゴ苗を栽培する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、10年間の一時転用許可中は一貫してイチゴ苗を栽培する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、営農に必要な農作業の期間でございますが、設備工事後、4月に定植をし、9月の苗とりまでの間にランナー挿し、防除、葉かきを行います。2年目以降から10年目までは同じ計画となっております。

1枚おめくりいただきまして、利用する農業機械、生育に適した日照量の確保につきましては、先ほどのイチゴの計画と同様でございますので、読み上げを省略いたします。

続きまして、効率的な農作業の実施につきましては、支柱の最低地上高2.3メートル、最高地上高4.6メートル、間隔3.9メートルとなっております。作業を効率的に行う上での通常必要となる空間についても、十分に確保しているとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、下部の農地の単収につきましては、地域の平均的な単収が10アール当たりで苗7,000本に対し、単収見込みは5,600本となり、許可要件である8割を超える見込みとなっております。地域の平均的な単収の根拠は、一般社団法人全国農業改良普及支援協会と農業機械メーカーの株式会社クボタが共同で運営しているポータルサイトから引用したとのことでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ナンバー6の説明が終わりました。

それでは、調査班長、報告をお願いします。

○6番塚越委員 事前調査報告を申し上げます。第4班班長、塚越正敏。農地法第5条許可申請審議ナンバー6について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の営農部門の担当者2名の出席でした。

質問1 イチゴとイチゴ苗を栽培する営農型太陽光の申請ですが、イチゴの栽培の経験はどのくらいありますか。

また、栽培方法はどのようになりますか。

回答 イチゴ栽培は10年前から行っています。

方法は、高設での土耕栽培です。

質問2 現在、イチゴ栽培はどのくらいの規模で行っていますか。

回答 6棟のハウスでイチゴを栽培しています。通常のハウスでは観光農園として一般のお客様向けのイチゴ狩りも行っています。

質問3 収穫したイチゴの出荷先はどちらですか。

回答 系列の店舗に出荷しています。

質問4 イチゴの品種は何ですか。

回答 「かおり野」、「あきひめ」、「やよいひめ」、「紅ほっぺ」の4品種を予定しています。

質問5 申請地の中里町の5筆には、過去に近隣住民からの反対があり、事業計画がとまってしまった経緯があったと思います。今回の申請では住民への配慮は何か検討されたのですか。

回答 以前の住民の方々との話し合いから、住宅地と申請地の間にある交差点の視界をハウスで遮ることがないようにハウスの建設は交差点から10メートル以上離しています。また、当社の社員寮も地域の中にありますので、今後も住民の方との交流会などを開催し、地域に根差したいと考えています。

質問6 近年、集中豪雨などが頻発していますが、雨水処理はどのようになりますか。

回答 雨水は西側の側溝で処理します。これまでの台風や夕立による大雨でも処理し切れていません。

質問7 設置済みの太陽光パネルは稼働しているのですか。

また、住宅に近いため、ハウスのボイラーや換気扇の音について何か対策はしていますか。

回答 電線に接続していないため、稼働はしていません。

ハウスからの音に関しては、ボイラーは使用時間を配慮し、換気扇は住宅地から離れた側に設置するなどの対策を講じています。

また、近隣の方からご意見をいただくことがあれば、引き続き防音対策について検討していきます。

質問8 今後、もし何かトラブルが起きたら、迅速にかつ丁寧な対応をお願いします。また、地域に溶け込むような農業経営をしてください。

回答 はい。わかりました。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質疑をお受けいたします。この中で、質問5の過去に近隣住民とのトラブルがあったということですが、長くやっていくには、やっぱり地域住民との信頼関係がないと困るので、その辺は本人もよく気をつけて今後やってくれると思います。

皆さんのほうから何か意見等ございましたら、よろしくをお願いします。

これとってないですか。よろしいですか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

以上で、事前調査報告並びに審議は終わりましたので、これから、あとは一括審議に移るわけですが、この辺でちょっと休憩しましょう。

では、45分ごろまでで、また再開したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○事務局長 10分ほど休憩させていただきますので、40分ちょっと過ぎになりましたら、皆さんお集まりいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

休 憩

再 開

○事務局長 それでは、また、時間がまいりましたので、再開させていただきたいと思います。

では、会長、どうぞよろしくお願ひします。

○会長 先ほど事前調査のほうの審議が終わりまして、これから一括審議に入ります。

それでは、7番から。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

7番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、実家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は賃貸借、事業拡大に伴い駐車場が不足しているため会社に近接する申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

10番 契約内容は売買、不動産業及び造園業を営んでいるが資材置き場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。山林407平米と一体利用の計画でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は使用貸借、参拝者の安全を確保するため申請地を通路用地として使用したいという通路用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でございます。転用期間が令和元年12月10日から令和2年2月10日までの約2カ月間でございます。

17番 契約内容は賃貸借、事業拡大に伴い従業員の駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は使用貸借、隣接地の建物解体工事に伴い、接道が狭く工事車両の進入が困難なため申請地を通路用地として使用したいという通路用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でございます。転用期間が令和元年11月22日から令和元年12月22日までの約1カ月間でございます。

20番 契約内容は贈与、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を伯母より譲り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は使用貸借、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地498.56平米と一体利用の計画でございます。

23番 契約内容は使用貸借、官舎住まいをしているが子供も生まれ手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。なお、転用済みの田、19平米と一体利用の計画でございます。

24番 契約内容は売買、子供が通う高校近くの申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

25番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地9.93平米と一体利用の計画でございます。

26番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、宅地95.86平米と一体利用の計画でございます。

27番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和元年11月22日から令和11年11月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書8ページ、議案第2号ナンバー11が関連案件でございます。

28番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和元年11月22日から令和11年11月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました計画変更申請の議案書3ページ、議案第1号ナンバー1と地上権設定の3条許可申請である議案書8ページ、議案第2号ナンバー12が関連案件でございます。

29番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり入居の需要が見込まれる申請地を買い受けて貸家住宅及び入居者用の駐車場として使用したいという貸家住宅及び露天駐車場の申請でございます。なお、用途指定があり、第1種中高層住居専用地域でございます。

30番 契約内容は売買、建売分譲住宅を建築するに当たり既存の道路幅員が狭いため申請地を買い受けて道路用地としたいという道路用地の申請でございます。なお、宅地1,804.19平米と一体利用の計画でございます。

31番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

32番 契約内容は使用貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請ございまして、転用期間は令和元年11月22日から令和4年11月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書9ページ、議案第2号ナンバー14が関連案件でございます。

33番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅11棟の申請でございます。なお、雑種地12平米、宅地39.75平米と一体利用の計画でございます。

34番 契約内容は贈与、自宅に隣接する申請地を譲り受けて庭用地として使用したいという庭用地の申請でございます。なお、雑種地967平米、宅地67.22平米、転用済みの畑48平米と一体利用の計画でございます。

35番 契約内容は売買、経営する板金塗装工場に隣接する申請地を買い受けて自動車展示用の車両置き場として使用したいという露天車両置き場の申請でございます。

36番 契約内容は売買、現在の資材置き場に事務所兼住宅を建設することになり資材置き場が不足するため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。なお、山林110平米、雑種地124.83平米と一体利用の計画でございます。

37番 契約内容は売買、資材置き場と駐車場が不足しているため会社に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場及び露天駐車場の申請でございます。

38番 契約内容は売買、借家住まいをしているが結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて共有名義の住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

40番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

41番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

42番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こ

ちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和元年11月22日から令和11年11月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書11ページ、議案第2号ナンバー18が関連案件でございます。

43番 契約内容は売買、資材置き場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

44番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。なお、こちら一時転用でございまして、転用期間が令和元年12月1日から令和3年11月30日までの2年間となっております。

45番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。こちら一時転用の申請でございまして、転用期間が令和元年12月1日から令和3年11月30日までの2年間となっております。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件は39件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 今説明いただいたのは一括審議の説明でございました。この中で、保留はなし。皆さんから何かご質問等あったら、先、質問してもらいたいのですけれども、何かありますか。

○全員 なし。

○会長 32番の3年更新の件は、きちんと、耕作してあり収穫量の実績報告をしてもらって、大丈夫な案件ですか。

○事務局 32番でよろしいでしょうかね。

○会長 はい。

○事務局 32番は、こちらは新規の案件でございまして、今回こちらの法人は市内の菊地町にて同じフキで更新の実績がありますことから、今回は新規ですけれども、一括案件という形でさせていただきました。

○会長 そうか。

○事務局 はい。営農状況は良好です。

○会長 この中でナンバー33が3,201平米ということで、これは3,000平米を超えているので農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することになっております。

そうすれば、ナンバー33番を許可相当として農業委員会ネットワーク機構に皆さんに意見聴取しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当としてします。

それ以外の議案についてどうでしょうか。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、それ以外の案件についても、許可相当といたします。

それでは、続きまして議案第5号に移ります。

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番 申請人は被相続人の長男でございまして、相続開始年月日は平成31年2月4日でございます。なお、10月28日に岸委員さんと現地調査を実施し、経営農地は問題なく管理されていることを確認いたしました。また、耕作に必要な機械等につきましても、問題はありませんでした。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局より説明がございましたとおり、地元の岸委員さんと一緒に現地を見てきて、きれいに耕作されているということですね、岸委員さん。

○18番岸委員 間違いありません。

○会長 はい。わかりました。

皆さんから異議がなければ、適格として証明したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することにいたします。

続きまして、議案第6号に移ります。

議案第6号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による決定の依頼が、別紙のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

農林課です。農用地利用集積計画についてご説明させていただきます。別紙でお配りしております「高崎市農用地利用集積計画」と「高崎市農用地利用集積計画 総括表」をご用意ください。

それでは、説明させていただきます。利用権設定促進事業は、市町村が農地の出し手、受け手の間を調整して権利の設定、移転計画等をまとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決定を経て公告することにより、安心して農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。

今回の利用集積計画は、令和元年12月1日公告予定の農用地利用集積計画となります。こちらは、利用権設定関係者、利用権を設定した土地、契約の内容が記載されております利用集積計画と利用権

の設定を受ける者の営農類型、家畜飼養状況、農機具所有状況で構成されております。

それでは、今回の利用集積計画を総括して説明させていただきますので、総括表をご覧ください、表紙を1枚おめくりください。

今回、利用権の設定を受ける者は107名、利用権を設定する者は230名です。利用権が設定される面積は、田の通年が242筆、32万9,915平米、田の期間借地が132筆、15万5,981平米、畑が117筆、14万8,472平米、合計で491筆、63万4,368平米となっております。そのうち使用貸借で設定された面積は31万8,407平米、割合は50.1%となっております。

続いて、裏面の資料をご覧ください。貸借期間別に見ると、3年未満の農用地の面積は田が6万5,968平米、畑が3万5,847平米、3年から6年未満の農用地の面積は田が35万3,490平米、畑が9万4,588平米、6年から10年未満の農用地の面積は田が5万3,733平米、畑が1万8,037平米、10年以上の農用地の面積は田が1万2,705平米、畑がなしとなっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○会長 事務局の水沼君より説明がございました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質問等を受けたいと思います。

吉井地区は畑は借りる人いるのだけれども、田んぼは全然ないですね。田んぼは貸す人がいないけれども、みんな自分の田は自分でみんな耕作しているようですね。

○23番中島委員 そんなこともないと思うのだけれども。農業委員が何人かでやって、一緒にやっているだけだろう。

○会長 あと、利用権設定で長い期間はお互いに信頼関係があって設定しているのですか。

○事務局 そうですね。最近だと中間管理事業のお話も進んできておりまして、ふだんよく問い合わせ等もあるのですけれども、皆さん、ほかの方の貸借期間も気になるようで、大体どのくらいが多いですかという質問を受けるのです。なので、一番多い、大体3年から6年ぐらいが一番多いですよという話をすると、皆さんそのぐらいの期間で提出してくることが多いです。

○会長 そういうことです。

皆さんのほうから、この件に関して質問等ございませんでしょうか。

○全員 なし。

○会長 異議がなければ決定してよいでしょうか。

○全員 はい。

○会長 それでは、決定することにいたします。

それでは、これより報告事項に移ります。

第1号から第4号まで、事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種住居、ほか6件、計7件の4条の届出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付しております。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約内容は売買、転用の目的は宅地分譲、用途指定区分は第1種中高層住居、ほか33件、計34件の5条の届出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付しております。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか6件、計7件の18条の届出につきまして書類審査し、適法であったため受理をしております。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月、許可相当としていただいた案件でございます。4条が2件、5条が34件、また、そのうちナンバー3につきましては、こちらは3,000平米を超える案件でございましたので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、問題なしと回答をいただいております。

その他の案件につきましても、他法令の見込みがとれましたので、令和元年10月23日付で許可をしております。

報告は以上でございます。

○会長 報告は終わりました。

それでは、続いて、その他ということで、事務局のほうから何かありますか。

○事務局 ないです。

○会長 ないのですか。ない。そうか。

本日の総会について、みんなのほうからまた何か聞きたいことありますか。

次回は、皆さん、今度は農業まつりが16、17日にあり、また今回女性委員さんが花の寄せで出店するというのですが、いつもどのぐらい参加しているのですか。

○22番吉田委員 50名。

○会長 みんな案内状が行っていると思うので、またその案内状を受付に持ってきてください。

そういうことで、いろいろ今回豚コレラの件でちょっと自粛ムードはありますけれども、農業委員の皆さん参加いただいて、ちょっと盛り上げていただきたいと思います。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第29回農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時20分 閉会